



多面的機能支払交付金の 事業制度について

群馬県 農政部 農村整備課



制度の背景 (1)

農業・農村の多面的機能

国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能

- ◆ 洪水を防ぐ働き
～雨水を一時的に貯留して、ゆっくりと川に流す～
- ◆ 土砂崩れや土の流出を防ぐ働き
～耕作された田畑は、土砂崩れや土の流出を防ぐ～
- ◆ 河川の流れを安定させ、地下水を涵養する働き
～田畑に貯留した雨水等は、豊かな水源を涵養する～
- ◆ 生物のすみかになる働き
～田畑は多様で豊かな生きものの命を育む～
- ◆ 農村の景観を保全する働き
～農業の営みが「ふるさと」の美しい風景を守る～
- ◆ 文化を伝承する働き
～農業の営みを通じて地域の伝統文化を受け継ぐ～

※この他にも様々な機能があります



引用: 農林水産省Webサイト「農業・農村の有する多面的機能」

「農業・農村の多面的機能」は日本国民の大切な“財産”

→ 維持・発揮させるためにも、農業を継続することが大変重要

制度の背景 (2)

農業・農村の現状

農業就業人口の年々減少、高齢化

→ 耕作放棄地面積の増加

農業生産に伴う地域の共同活動などに支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じつつある

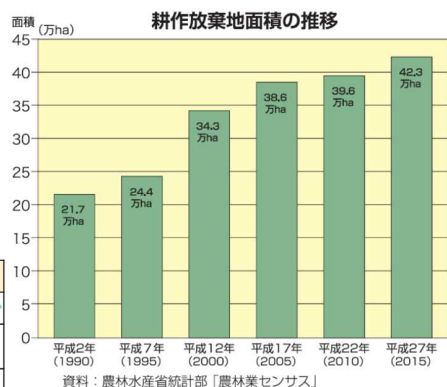
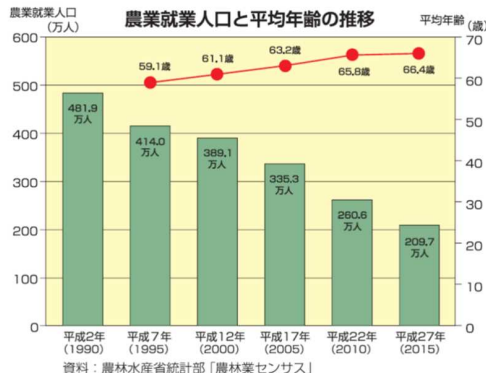
平成26年度から地域活動や営農活動に対する支援制度
「日本型直接支払制度」

(多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金・環境保全型農業直接支払交付金)

多面的機能支払交付金

- 地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進
→ 担い手農家への農地集積という構造改革を後押し

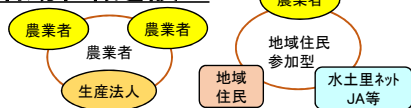
H12~	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
農地・水(1期)		農地・水(2期)		多面的(1期)		多面的(2期)		日本型 法制化 直接支払									
■農地・水・環境保全 向上対策		■農地・水 保全管理支払		■多面的機能支払													
				■環境保全型農業直接支払													
■中山間地域等直接支払 (3期)								■環境保全型農業直接支払 (4期)									



3

事業概要

活動組織を設立



市町村

認定

- ✓ 保全管理する農地面積と活動内容に応じて、交付金を交付する。
- ✓ 5年間活動を継続することが条件となっている。

(1) 農地維持支払交付金

農地、水路等の資源の基礎的保全管理活動や、集落の話し合いを支援

□ 対象活動

① 地域資源の基礎的保全活動



農地法面の草刈り 水路の泥上げ 路面の維持

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域資源保全管理構想の作成



□ 交付単価

地目	交付単価
田	3,000円/10a
畑	2,000円/10a
草地	250円/10a

資源向上支払交付金

水路、農道等の補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全活動を支援

(2) 資源向上支払(共同)

※非農業者の参画が必要。

□ 対象活動

① 施設の軽微な補修 ② 農村環境保全活動



施設の機能診断 生き物調査 植栽活動 水路のひび割れ補修 清掃活動 啓発活動

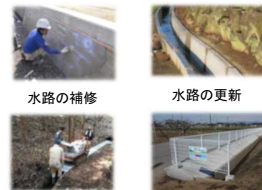
□ 交付単価

地目	交付単価
田	1,500~2,400円/10a
畑	900~1,440円/10a
草地	150~240円/10a

(3) 資源向上支払(長寿命化)

□ 対象活動

施設の長寿命化



水路の補修 水路の更新 水路の蓋設置 安全柵の設置

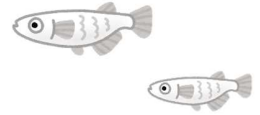
□ 交付単価

地目	交付単価(上限)
田	4,400円/10a
畑	2,000円/10a
草地	400円/10a

4



高めよう 地域協働の力!



多面的機能支払交付金の

事業制度改正について

令和5年度

事務の簡素化

「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目の変更に係る手続き簡素化

◆これまで

資源向上支払（共同）における「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目を変更する場合は申請が必要

◆これから

申請ではなく変更計画書の届出とします。

※加算単価に変更がある場合は、引き続き申請が必要です。

申請・・・市町村の認定が必要。

届出・・・市町村の認定が不要。

柔軟に活動することが
できるようになったわ

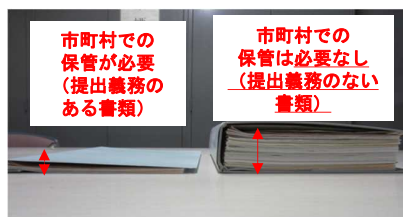


市町村への提出資料の留意点

下表の書類は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。ただし、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において作成・保管は必要です（活動写真は活動組織の作成・保管も不要）。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	×
領収書・通帳の写し	○	×
総会資料・議事録	○	×
活動写真	×	×

「○」・・・義務あり、「×」・・・義務ではない



書類の比較



また、令和4年度より予算書や決算書、金銭出納簿等、都道府県・市町村または活動組織が保管すべき証拠書類のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、**電磁的記録での保管をすることもできます。**